

白河市第一次総合計画

基本構想

1 はじめに

本市は、豊かな自然環境、地域固有の歴史や文化などの地域資源に恵まれています。

これらの貴重で多様な地域資源を活かし、誇りと愛着の持てるまちづくりを進めるとともに、かけがえのないふるさとを次世代へと引き継いでいくことが私たちの責務です。

基本構想は、本市のまちづくりの指針として策定されるものであり、私たちは長年にわたって、このまちを育んできた先人たちの英知と努力をいしずえとして、新しい白河の創造を目指します。

2 まちづくりの基本理念

本市が目指す将来都市像は、行政のみの活動で構築できるものではなく、市民一人ひとりや民間諸団体の活動があってはじめて実現できるものです。

将来都市像の実現に向けて、市民と行政が相互に連携し、効果的にまちづくりを進めるためには、市全体として理念を共有することが必要です。

このため、本市のまちづくりの理念として次の4つを掲げます。

■未来をひらく人を育てるまち

市民一人ひとりの個性を尊重しつつ、夢や希望を持って、未来をひらく人を育むまちを目指します。

■誰もがいきいきと安全・安心に暮らせるまち

子どもから高齢者まで、すべての市民がいつまでも健康で、安全に安心して暮らせるまちを目指します。

■地域の自然や歴史・文化が輝く活力あるまち

豊かな自然環境や歴史と文化が調和した魅力あるまちと、地域特性を活かした産業振興による活力あるまちを目指します。

■ともに支え、ともにつくるまち

一人ひとりがふれあいを深め、互いに支え合い、学びながら共に取り組むまちづくりを目指します。

3 将来都市像

まちづくりの基本理念を踏まえ、本市が目指すべき将来都市像を次のように設定します。

「人 文化 自然 とともに育む のびゆく白河」

将来都市像に含まれているそれぞれのキーワードには、以下のような意味が込められています。



人 → 白河市に住む・働く・学ぶ「人」、白河市へ訪れる「人」

文化 → 地域固有の「歴史」や「文化」

自然 → 森林、河川、湖沼などの水と緑の「自然」

ともに育む → 「人」、「文化」、「自然」を市民と行政が一体となって育みます。

のびゆく白河 → 将来にわたって「白河」の魅力と活力を創造し、誇りと愛着を持って全国に発信します。

4 将来都市構造

本市が目指すべき将来都市像に向けて、まちづくりの方向性を示します。

市内の各地域の特性と地域間のバランスに配慮しながら、適切な機能の分担・配置を行い、市内外との有機的な連携と相互補完関係を構築するための都市構造の確立を目指します。

このため、次の「拠点」及び「軸」を設定し、将来に向けてまちづくりを進めることにより、美しい自然、質の高い居住環境、多様な生活様式や生活文化、様々な都市機能などを活かしたうるおいのある都市空間の形成に努めます。

拠 点

■都市拠点

白河地域の市街地においては、高速交通網の結節点という優位性を活かしながら、都市機能の集積と充実を図り、市全域、さらには福島県南地域をけん引する広域拠点の形成を進める一方、身近な交通環境を整備するなど、歩いて暮らせる賑わいのある市街地の形成を進めます。

■地域拠点

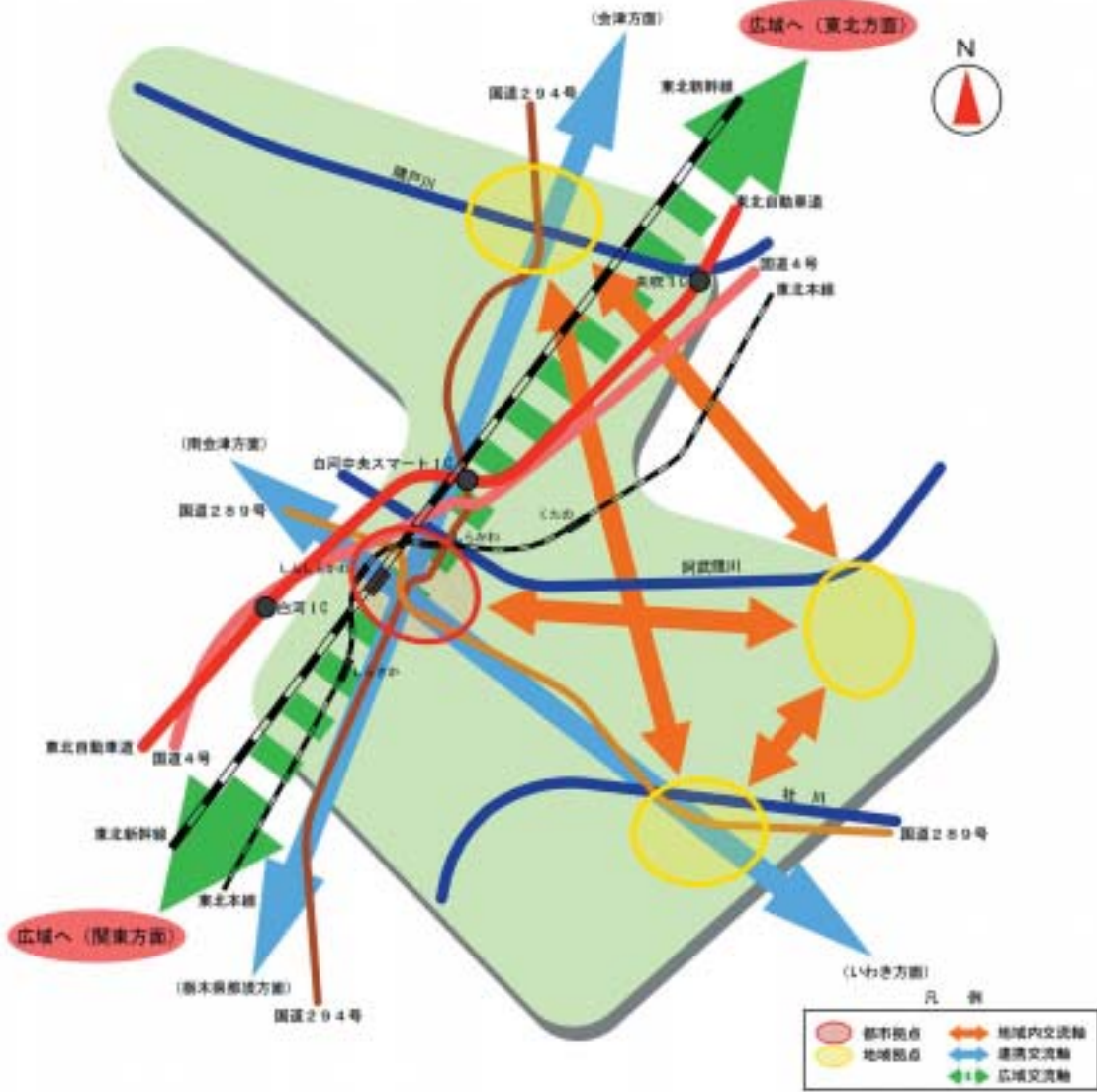
表郷・大信・東地域の中心地区などでは、地域の生活拠点として、日常生活にかかわりの深い行政サービスや身近な生活サービスを受けることができるよう、必要な施設の整備を図るなど、地域コミュニティの核となる地域拠点と、周辺部には良好な居住地域の形成を進めます。

軸（ネットワーク）

日常生活の利便性の向上と地域産業の活性化を図るとともに、市の一体的な発展と地域内及び地域間の交流・連携を促進するため、「広域交流軸」、「連携交流軸」、「地域内交流軸」として、交通や情報通信の基盤整備など、市の区域内や周辺地域との結びつきを深める軸（ネットワーク）の強化を進めます。



将来都市構造イメージ



主要指標は、これまでの様々な人口等の経年変化をもとに、将来の変動を想定して推計しました。この将来の主要指標は、本市の様々な施策を計画し、実施するために利用するものです。

1 総人口の見通し

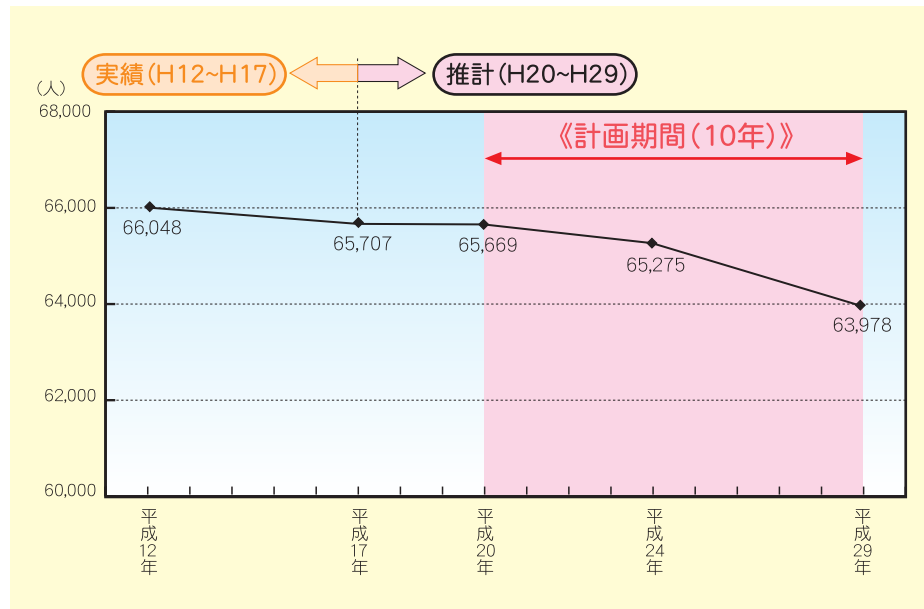
基本構想の目標年次である平成29年（2017年）の総人口は約64,000人と見込まれます。

平成17年の国勢調査の結果を基に、計画期間内の人口を推計した結果は、次のとおりです。

■総人口の推移

(単位：人)

	実績(国勢調査)		人口推計結果		
	平成12年	平成17年	平成20年	平成24年	平成29年
	2000年	2005年	2008年	2012年	2017年
総人口	66,048	65,707	65,669	65,275	63,978



2 年齢階層別人口の見通し

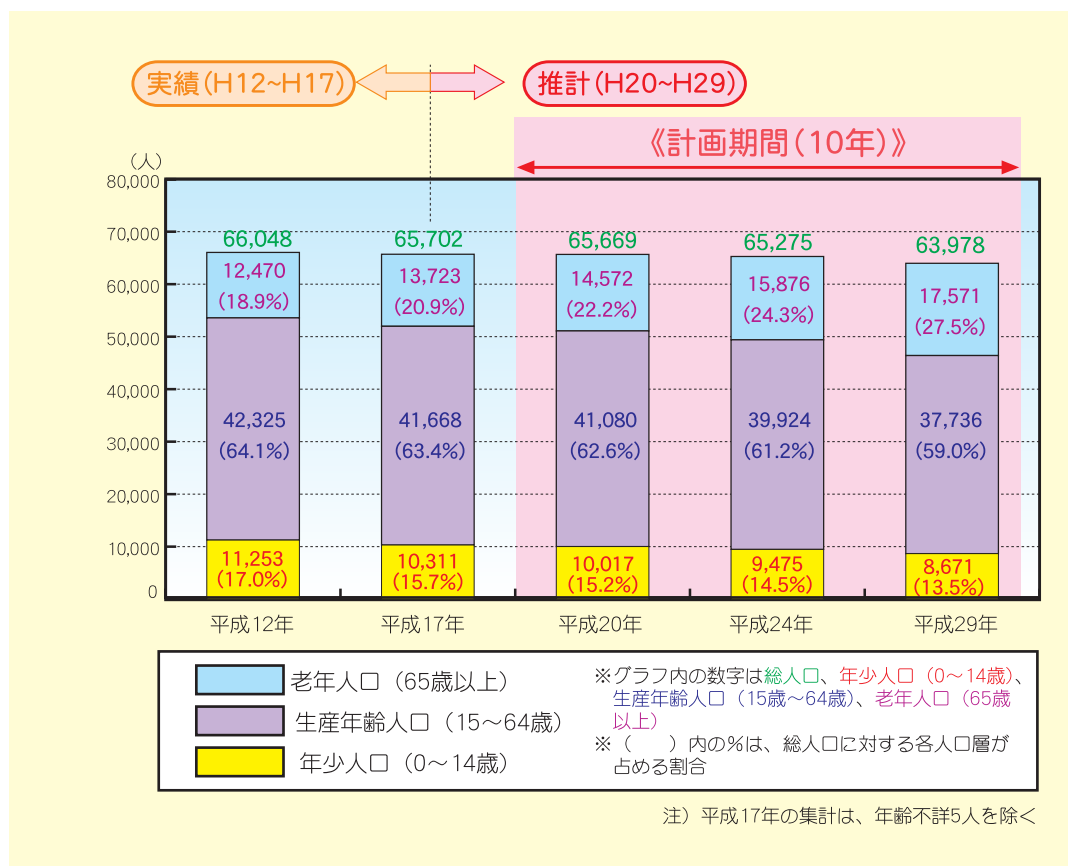
基本構想の目標年次である平成29年（2017年）の年齢階層別人口は、年少人口（0～14歳）が約8,700人、生産年齢人口（15～64歳）が約37,700人、老年人口（65歳以上）が約17,600人と見込まれます。

平成17年の国勢調査の結果を基に、計画期間内の人口を推計した結果は、次のとおりです。

■年齢階層別人口の推移

（単位：人）

	実績(国勢調査)		人口推計結果		
	平成12年	平成17年	平成20年	平成24年	平成29年
	2000年	2005年	2008年	2012年	2017年
総人口	66,048	65,702	65,669	65,275	63,978
年少人口 (0～14歳)	11,253	10,311	10,017	9,475	8,671
生産年齢人口 (15～64歳)	42,325	41,668	41,080	39,924	37,736
老年人口 (65歳以上)	12,470	13,723	14,572	15,876	17,571



3 世帯数・世帯人員の見通し

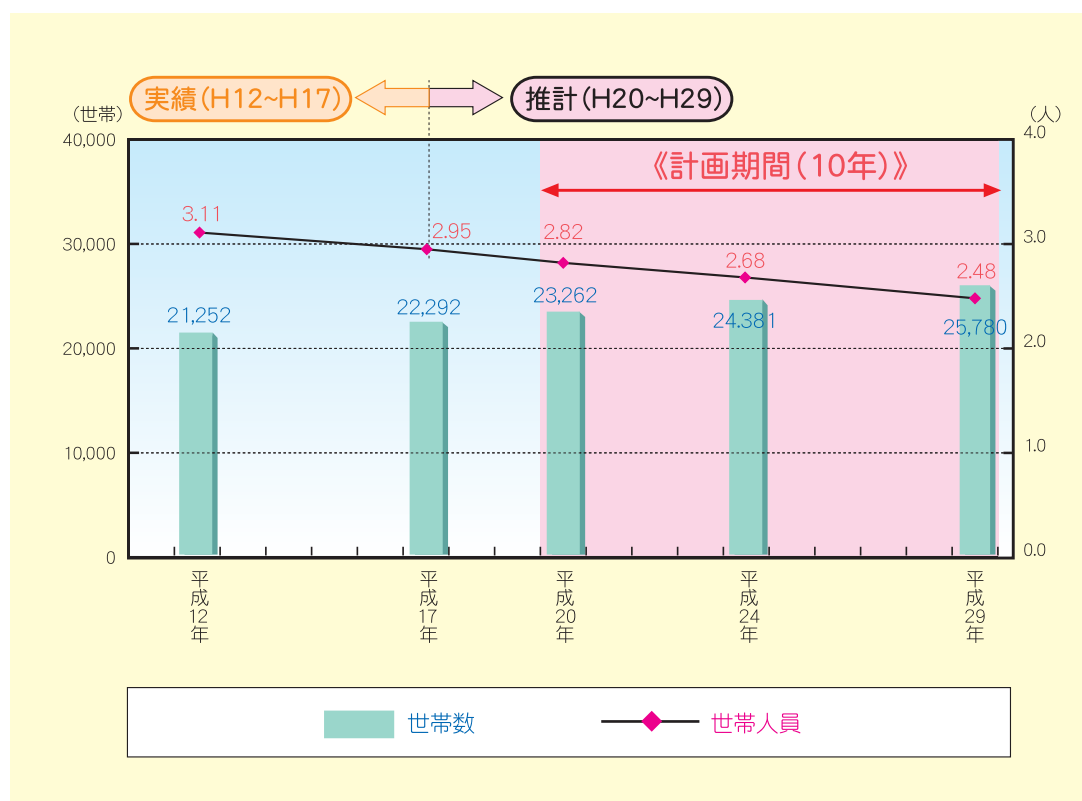
基本構想の目標年次である平成29年（2017年）の世帯数は約25,800世帯、1世帯当たりの人員は約2.5人と見込まれます。

平成17年の国勢調査の結果を基に、計画期間内の世帯数及び1世帯当たりの人員を推計した結果は、次のとおりです。

■世帯数・世帯人員の推移

(単位：人、世帯)

	実績(国勢調査)		人口推計結果		
	平成12年	平成17年	平成20年	平成24年	平成29年
	2000年	2005年	2008年	2012年	2017年
総人口	66,048	65,707	65,669	65,275	63,978
世帯数	21,252	22,292	23,262	24,381	25,780
世帯人員	3.11	2.95	2.82	2.68	2.48



4 就業人口の見通し

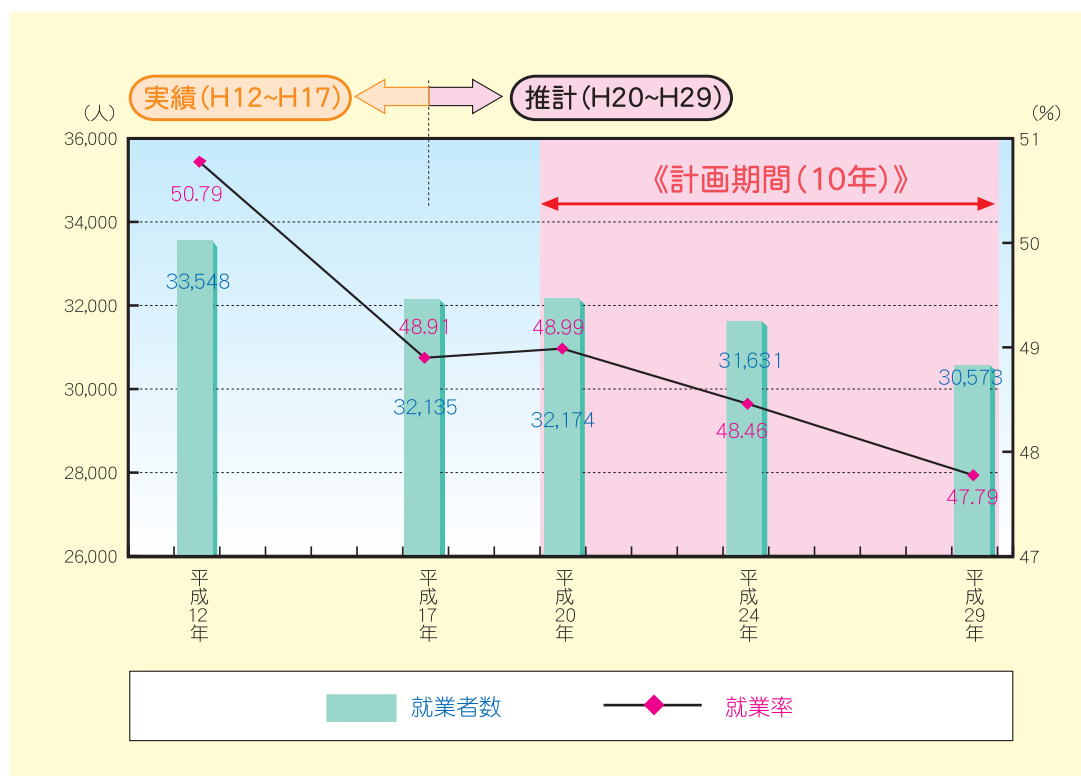
基本構想の目標年次である平成29年（2017年）の就業率は47.8%、就業者数は約30,600人と見込まれます。

平成17年の国勢調査の結果を基に、計画期間内の人口を推計した結果は、次のとおりです。

■就業人口の推移

(単位：人、%)

	実績(国勢調査)		人口推計結果		
	平成12年	平成17年	平成20年	平成24年	平成29年
	2000年	2005年	2008年	2012年	2017年
総人口	66,048	65,707	65,669	65,275	63,978
就業率	50.79	48.91	48.99	48.46	47.79
就業者数	33,548	32,135	32,174	31,631	30,573



1 土地利用に対する基本的な考え方

- 将来へ良好な状態で引き継ぐこと、市民の健康で文化的な生活環境の確保に資すること、市域の一体的な発展を図ること等を念頭に、総合的かつ計画的な土地利用を推進します。
- 市民生活の安全性・快適性の確保、生産性の向上に配慮しながら、土地需要に対する調整を行い、貴重な自然環境や多くの歴史・文化遺産と調和し、将来にわたって持続的な発展が可能な土地の保全・活用に努めます。

2 土地利用の基本方針

- 恵まれた自然環境と歴史・文化遺産を、市民共有の財産として次世代へ継承するため、これらの地域資源を大切にし、それぞれの地域特性に応じた質の高い土地利用を図り、美しい自然と調和する個性豊かで快適な土地利用を進めます。
- 無秩序な市街化を抑制し、良好な農地や自然環境との調和を図りながら、活力ある市街地を形成します。
- 道路や公共施設など、今まで整備してきた施設の有効活用や都市機能の集約化・複合化を図り、景観形成に配慮しながら、計画的な土地利用を誘導します。
- 人々がまちなかに集まって暮らす、あるいはいくつかのコミュニティがネットワークを組みながら暮らす、効率的で支え合う暮らしができる土地利用を促進します。
- 市民と行政の協働によって、きめ細かな土地利用の計画やルールづくりと、人と人、地域と地域の活発な交流が広がる土地利用を進めます。

3 土地利用の配置構成の考え方

- 自然的条件、土地利用の現況、まちの形成過程や今後の動向などを見極めながら、土地の整備及び保全の観点から、市域を『自然共生ゾーン』、『水と緑の定住ゾーン』、『市街地ゾーン』の3つのゾーンでとらえ、それぞれのゾーンの持つ特性を活かした計画的で質の高い土地利用を図ります。



■ 自然共生ゾーン

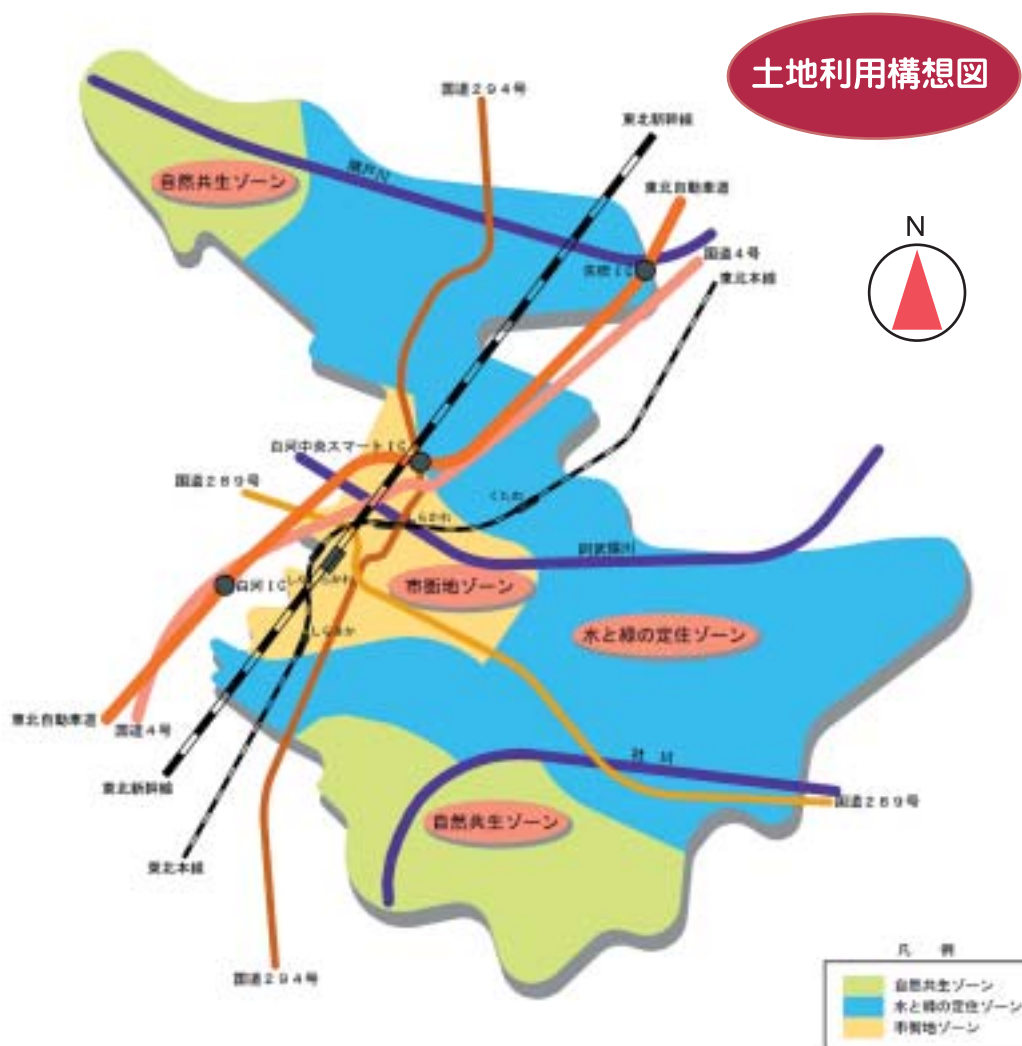
大信地域西部、白河地域南部及び表郷地域南部の森林、丘陵地域を『自然共生ゾーン』として、森林の持つ水源かん養・二酸化炭素の削減・景観形成などの多面的な機能に着目し、これらの機能の活用を図るとともに、良好な自然環境を保全しながら、市民が自然の大切さを実感できる地域の形成を図ります。

■ 水と緑の定住ゾーン

阿武隈川、社川、隈戸川などの源流域の豊かな自然の中に広がる地域等を『水と緑の定住ゾーン』として、地域文化やコミュニティ機能の向上に努めるとともに、優良農地の積極的な保全と緑豊かな里山等の活用を図ることを基本に、産業の振興や地域間の交流を促進することで、ゆとりとやすらぎに満ちた生活空間の形成を図ります。

■ 市街地ゾーン

白河地域の中心市街地から住宅団地、周辺の工業団地等を含む一帯を『市街地ゾーン』として、本市の顔となる魅力ある中心市街地の再生、都市基盤整備の推進による良好な居住環境の創出、優良企業の誘致等による産業の振興を図り、快適で質の高い都市空間の形成を進める一方、都市の拡大に伴う無秩序な市街化の課題には的確に対処しながら、秩序ある整備を計画的に進めます。



施策の大綱

本市の将来都市像を実現するため、施策の大綱を定めます。施策の大綱は、「分野別項目」と「構想推進のために」で構成し、これらを合せて、総合的かつ体系的な施策展開を図ります。

1 分野別項目

■ 教育・生涯学習分野

【知性と豊かな心を育むまちづくり】

課 題

- ・将来を担う子どもたちを取り巻く環境が大きく変化する中で、子どもの可能性を伸ばす教育の充実や学校、家庭・地域が連携した取組みが求められています。
- ・生涯学習、文化・芸術、スポーツ活動の推進、伝統文化の保護・継承など、人生を豊かにする多様な活動に積極的に取り組んでいく必要があります。

大 綱

- ・次世代を担う人づくりを進めるため、子どもの個性に応じた教育を推進し、生きる力と思いやりを育む教育の充実に努めます。
- ・学校、家庭・地域が連携しながら、地域に根ざしたふれあいの場を提供するとともに、青少年の健全育成を進めます。
- ・市民が地域や世代を越えて集い、学び、語り合い、いきいきとした活動・交流ができるように、生涯学習、文化・芸術やスポーツ活動の充実に努めます。
- ・本市には史跡や伝統文化が保存、継承されており、こうした地域の史跡の保存、歴史や文化の学習活動を通じて、郷土を愛し、大切に作る人づくりを進めます。

施 策

1. 生きる力と思いやりを育む教育の充実
2. 青少年の健全な育成
3. 生涯学習社会の実現
4. 生涯スポーツの振興
5. 文化・芸術の継承と創造

■ 健康・福祉・医療分野

【健やかで元気に暮らせるまちづくり】

課題

- ・市民のいきいきとした暮らしの基本は健康です。本市においても今後より一層高齢化が進行することが予想されます。こうした中で、長い人生をだれもが元気で過ごせる健康づくりへの取組みや病気のときに安心して治療が受けられる医療体制の確立がこれまで以上に重要となっています。
- ・子どもを安心して産み育てることができ、高齢者や障がい者が安心して暮らせるよう支援体制を充実することや地域で支え合う地域福祉を推進することが重要な課題となります。

大綱

- ・すべての市民が健やかで元気に暮らせるよう、それぞれの世代に応じた健康増進事業に取り組みます。また、安心して医療が受けられること、若い世代が安心して楽しく子育てができること、高齢者が健康で生きがいを持って元気に暮らせること、障がい者が社会参加して自立できることなど、すべての市民が健康で生きがいを持って暮らせるよう健康・福祉・医療の充実に努めます。
- ・行政による福祉施策と地域における助け合いの仕組みが相互に補完し合いながら、みんなで支え合うまちづくりを進めます。

施策

1. 健康づくりの推進
2. 地域医療・福祉医療の推進
3. 子育て支援の推進
4. 高齢者福祉の推進
5. 障がい者福祉の推進
6. 地域福祉の充実

■ 安全・安心分野

【安全で安心なまちづくり】

課 題

- ・安全・安心は、住みやすいまちの基本となります。大きな被害が予想される水害や地震などの自然災害に備えた防災対策の強化やいざというときの消防力の充実は重要な課題となっています。
- ・交通安全対策の推進や防犯体制の充実などにより、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めることが求められています。

大 綱

- ・暮らしやすい地域社会を形成する基本は、安全で安心なまちづくりです。防災に対する市民の関心も高まっていることから、市民と行政が互いに協力しながら、自然災害の発生に備えるなどの災害に強いまちづくりを進めます。
- ・消防力の強化、交通安全対策の推進、防犯対策や体制の強化により、火災、事故や犯罪から市民の生命と財産を守り、安心して暮らせる地域社会の形成を目指します。
- ・消費者の意識の啓発や相談体制の充実を図るなど、安全な消費生活の確保に努めます。

施 策

1. 防災対策・体制の推進
2. 消防力の強化
3. 交通安全対策の推進
4. 防犯対策・体制の強化
5. 消費生活対策の充実

■ 都市基盤分野

【快適な生活を支えるまちづくり】

課 題

- ・本市は、都市基盤整備事業の推進などにより、秩序ある街並みの形成に努めてきました。今後も引き続き、地域の持つ特性や周辺環境を活かした都市環境の整備を進める必要があります。
- ・道路や公共下水道などの整備は、効率的な事業推進が求められているほか、身近な交通環境の充実なども課題となっています。

大 綱

- ・計画的な市街地の整備や上・下水道などの生活基盤の整備により、秩序とやすらぎのある都市環境を形成するとともに、情報格差が生じないよう関係団体と連携しながら、情報通信基盤の充実を図るなど、快適なまちづくりに努めます。
- ・生活道路や幹線道路を計画的に整備するとともに、鉄道やバスなどの公共交通を確保するなど、交通ネットワークの充実を図ります。
- ・歴史や文化、自然環境との調和を図りながら、景観に配慮したまちづくりを展開するとともに、秩序ある土地利用の規制、誘導、保全を図るなど、適正かつ計画的な土地利用を進めます。

施 策

1. 快適で質の高い都市環境の整備
2. 歴史と自然を活かした魅力ある景観の形成
3. 道路網の整備
4. 公共交通の充実
5. 安全で安定した水の供給
6. 衛生的で快適な下水道の整備
7. 計画的な土地利用の推進

■ 自然環境分野

【環境と調和したまちづくり】

課 題

- ・豊かな水と緑に恵まれた自然環境は、本市にとって極めて貴重な財産です。この財産を守り育みながら、最大限活かしたうるおいのある豊かな環境づくりが求められています。
- ・地球温暖化など地球規模で環境問題が深刻化している現在、環境に対する取組みは私たちにとって必要不可欠です。ごみの減量化やリサイクルの推進など、循環型社会への取組みやよりよい生活衛生環境の形成には、市民、企業、行政が一体となって取り組んでいく必要があります。

大 綱

- ・市民、企業、行政の連携・協力によりごみの減量化や排出抑制に取り組み、環境への負荷が少ない資源循環型社会の形成を目指します。
- ・地域環境にやさしい生活や活動への取組みを行います。
- ・身近にふれることができる緑と水辺環境を保全し、次世代に継承するとともに、その利活用を進め、自然環境と調和したうるおいのある環境づくりに取り組みます。

施 策

1. 資源循環型社会の形成
2. 地域環境の保全
3. 緑豊かで身近な自然環境の保全と創出



■ 産業・雇用分野

【活力と魅力が実感できるまちづくり】

課題

- ・都市の自立性、地域を担う人材の育成や定着には、産業の振興が欠かせません。既存産業の活性化はもとより、新たな企業の誘致についても積極的に取り組み、産業の育成を図ることが求められています。
- ・農業については、認定農業者など担い手の育成・確保に努め、地産地消をはじめ産地化・ブランド化の推進などにより、営農意欲の高揚を図ることが求められています。
- ・本市の個性的で魅力ある観光資源を活用し、新たな観光需要を生み出しながら、他の観光地と連携した広域的な観光ルートの整備が求められています。
- ・産業の振興を支える人材の育成・定着の取組みも期待されています。

大綱

- ・まちの活力の源となる産業を振興するため、関係団体と連携し、中心市街地等の活性化を図りながら、地域商業の振興に努めるとともに、企業誘致を含めた工業の振興や地域特性を活かした農林業の振興に努めます。
- ・各地域に点在する観光資源を結び付けるなど、新たな観光ルートを創出し、魅力ある観光の振興に努めます。
- ・それぞれの施策を展開する中で、産業間の連携や新しい枠組みの産業振興に向けて取り組みます。
- ・だれもがいいきと安心して働くことができる地域社会を目指し、雇用環境や勤労者福祉の充実を図ります。

施策

1. 商業の振興
2. 工業の振興
3. 農林業の振興
4. 観光の振興
5. 雇用環境・勤労者福祉の充実



2 構想推進のために

(1)市民とともにつくるまちづくりの推進

■市民との協働の推進

- ・市民一人ひとりが「自分たちのまちは自分たちの手で」という認識を深めることができるよう、協働に対する意識の醸成に努めます。
- ・市民や関係団体、行政などが議論し、合意を形成しながら課題に対応します。
- ・社会情勢の変化や市民ニーズの多様化に対応し、協働にふさわしい領域を柔軟にとらえて取り組みます。

■市民活動の充実

- ・地域の身近な課題に的確に対応できるよう、町内会等の地域での活動を支援する仕組みづくりに取り組みます。
- ・NPOやボランティア団体などの自主的な活動を支援する仕組みづくりに取り組みます。
- ・共有しているコミュニティ施設をこれまで以上に活用するなど、様々な組織やグループの連携を深め、多くの市民が自主的に活動できるきっかけづくりに努めます。

■男女共同参画社会の形成

- ・固定的な男女の役割にとらわれなくて、男女が社会で対等に「自分らしく」生きることができるよう、家庭や地域、職場など、社会のあらゆる場面で共に考え、行動し、共に責任を担うことができる男女共同参画社会の形成に努めます。

■多様な交流と連携の推進

- ・友好都市等との国際交流や地域間交流を幅広く促進し、文化や産業など多方面にわたる情報交換を行うとともに、国籍や出身地などを越えて、多様な価値を認め合うまちづくりを進めます。



(2)市民から信頼される行政経営の推進

■開かれた市政の推進

- ・行政の情報を分かりやすく提供し、市民と行政が情報を共有する開かれた行政に努めます。
- ・市民の意見や要望を的確に施策に反映させる体制づくりを進めます。
- ・情報の適正な管理と相談や請求に対する迅速な対応に努めるなど、市が保有する情報の安全性・信頼性を確保します。

■地方の時代にふさわしい行政運営の確立

- ・行政資源の計画的、重点的、効果的な配分による行政経営を進めるとともに、市が実施する施策・事業については、絶えず評価をし、その見直しを行っていきます。
- ・市民サービスの向上と行政事務の効率化のため、窓口機能の充実や電子市役所の構築を推進します。
- ・市域を越えた広域的な課題に対しては、国や県をはじめ他の自治体と相互調整し、役割を分担しながら、連携して取り組んでいきます。

■健全で安定的な財政運営

- ・自主財源を確保し、中長期的な視点に立って、安定的かつ弾力的な財政運営に努めます。
- ・市が保有している土地や施設など資産のより一層の有効活用を図ります。

■組織機能の向上と職員の育成

- ・新しい課題に柔軟に対応できる効率的な組織体制の整備を図ります。
- ・広い視野と柔軟な発想を持ちながら、政策の形成を図ることのできる職員の育成に努めます。



(3)実効性の確保

■重点戦略プラン（重点施策）の構築

- ・将来の白河を創っていくうえで先導的な役割を果たし、分野別に定める大綱の枠を超えて取り組むべき、横断的・重点的な施策を重点戦略プラン（重点施策）として構築します。

■PDCAサイクルによる計画の進行管理

- ・基本計画では、市民とともに明確な目標を共有できるよう、まちづくりの目標と成果を示す指標を明確にし、その実現に向けた取組方針を定めます。また、市民参加のもと、計画の達成度を評価しながら、進行管理を行います。

【PDCAサイクルによる計画の進行管理イメージ図】

